

令和3年10月25日

組合員様各位

### 改善命令に関するご報告について

令和3年10月22日付け、技能実習法第36条第1項の規定に基づき、法務大臣及び厚生労働大臣より改善命令の公示処分を受けました。

理由としまして、弊社傘下の組合員様（愛知県にある企業1社）において、2019年9月に外国人技能実習機構名古屋事務所より臨検調査を受け、認定計画に従って技能実習を行わせていなかったことについて、当該企業は計画認定の取消し処分を受けるに至りました。本件処分に対し、監理団体として行う業務の基準のうち、監査業務に関して基準違反に該当するため、改善命令の処分を受ける事となりました。

組合員の皆様に於かれましては、多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。誠に申し訳ございません。

本件処分に基づき、弊社は組合員様（実習実施者）が職種ごとに適正に技能実習を行わしているかについて、監査の際に確認するなど、適正な手法で監査を実施するための体制やその方法について社内で検証を行い、再発防止に向けて職員一丸となり取組んで参ります。

引き続き、ご支援とご協力を賜りますよう宣しくお願い申し上げます。